

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年二月十六日奈良県指令中土第四八―五号

平成二十九年二月二十一日奈良県指令中土第四八―五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年三月二日中土第六八―八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年三月二日中土第六九―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪元馬場方七〇一番四四、七〇三番一、七〇三番五、七〇三番六、七

〇三番七、七〇三番八、七〇三番九及び七〇三番一〇並びに大字三輪一一四番一、

一一一四番六、一一一四番七、一一一四番八、一一一四番九及び一一一四番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 南村政廣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字三輪元馬場方七〇三番一〇

水路 桜井市大字三輪元馬場方七〇一番四四